

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、株主様、お客様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々の権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めています。かかる社会的責任を果たすため、当社は、取締役会の活性化、監査役会及び内部監査制度の充実、適時適切な情報開示、並びに投資家向け広報活動(IR活動)の活発化等により、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(1)実施していない原則

a.補充原則1-2-4

■プラットフォームの利用と招集通知の英訳

当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の90%程度を行使頂いており、株主の皆様による議決権行使を可能にする環境が十分に整っておりますが、さらに環境整備を進めるべく、2015年6月の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率等に留意しつつ、引き続き検討して参ります。

b.原則4-8

■独立社外取締役の複数名の選任

当社の取締役会は、独立社外取締役としての登録は1名ですが、取締役15名のうち3分の1にあたる5名が社外取締役で構成されております。

いずれの社外取締役も、独立であるか否かによらず各人の経験や知見を活かして自由闊達な議論をすることによって取締役会を活性化させており、社外取締役としての役割と責務を実効的に果たして頂いております。

今後、現在の良好な状態を維持しつつ、当社取締役に求められる下記の選任基準と取締役会構成員の多様性等を考慮の上、独立社外取締役を2名以上に増員することも検討して参ります。

【選任基準】

1. 心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3. 遵法精神に富んでいること。
4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察性に優れていること。
5. 社外取締役については、上記1. ～4. に加え、(イ)出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、及び、(ロ)取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること。

c.補充原則4-10-1

■任意の仕組みの活用(指名・報酬等の検討)

報酬・指名等の事項を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。

取締役会に対する取締役及び執行役員の候補者の提案は、代表取締役社長が行います。また、監査役候補者の提案についても、監査役会の同意を得た上で、代表取締役社長が行います。取締役会では、代表取締役社長から選任基準や各候補者の経歴、有する知見等について丁寧に説明が行われた上で、独立社外取締役、社外監査役も交えて慎重に審議いたします。

取締役会では、代表取締役社長が報酬等の決定方針と決定方法を説明し、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議した上で、各取締役と各執行役員の報酬を決定しております。

なお、取締役は15名、うち5名は社外取締役であり、社外取締役のうち1名が独立社外取締役であります。また、監査役は7名で、うち4名は社外監査役であります。

(2)今年度中に実施予定であるものの、現時点では未実施の事項がある原則

a.原則1-4

■政策保有株式の保有・議決権行使の方針

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものです。保有株式については、年度毎に株式保有先単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直しを行い、重要性の高い銘柄については、その結果を取締役に報告した上、当該保有方針を継続的に検証することとしております。

また、議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的に照らして、適切に対応しております。

b.補充原則3-2-2(iii)

■外部会計監査人と監査役、内部監査部門、社外監査役の連携

外部会計監査人は、監査役や内部監査部門(監査部)との間で、関係する情報を交換し、また、必要に応じて監査役会に出席する等の方法により、協力関係を構築しております。

また、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、外部会計監査人からの情報は、この意見交換会で監査役を通じて社外取締役と共有いたします。また、意見交換会で社外取締役から提供された情報は、当該意見交換会に出席した監査役を通じて外部会計監査人と共有いたします。

c.補充原則4-4-1

■監査役(会)の役割・責務

当社の社外監査役及び常勤の監査役は、相互に独立性を尊重しつつ、監査業務に必要な情報を速やかに共有できるよう密に連携しております。また、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で監査役と社外取締役が情報を交換・共有することにより、連携を図って参ります。

d.原則4-6

■非業務執行取締役の活用

当社は、取締役会による独立且つ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、一定数の社外取締役を選任しております。また、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で社外取締役からの多様な助言・提案等の情報を交換・共有することにより、相互の連携を図って参ります。

e.原則4-7(iv)

■独立社外取締役によるステークホルダーの意見の反映

社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、IRの機会等を通じて得た株主様からのご意見は、その重要性も考慮しつつ、独立社外取締役を含めた社外取締役には、直接または、「意見交換会」の場を活用して伝えることとしております。独立社外取締役をはじめとした社外取締役には、取締役会等の場で、株主様をはじめとするステークホルダーからの意見も踏まえた貴重な助言を頂いております。

f.補充原則4-8-1

■独立社外取締役同士の情報交換

現状、当社においては、取締役15名のうち5名が社外取締役であり、社外取締役のうち1名が独立社外取締役であり、また社外監査役が4名の構成となっております。そして、独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献できるよう、社外の意見を経営に生かす枠組みとして、代表取締役、常勤監査役、独立社外取締役を含む社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で情報を交換・共有することにより、連携を図って参ります。

g.補充原則4-8-2

■独立社外取締役と経営陣・監査役(会)の連携に係る体制整備

現状、取締役15名のうち5名が社外取締役であり、社外取締役のうち1名が独立社外取締役であります。かかる独立社外取締役と経営陣や監査役または監査役会との間の連携を図る観点から、社外の意見を経営に生かす枠組みとして、代表取締役、常勤監査役、独立社外取締役を含む社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で情報を交換・共有することにより、連携を図って参ります。

h.補充原則4-11-3

■取締役会の評価と結果の開示

社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、独立社外取締役を含む社外役員の計14名を構成員とする「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、年に2～3回程度開催いたします。今後は、この意見交換会の中で取締役会に関する事項についても意見を交換し、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

a.原則1-7

■関連当事者間の取引

当社と役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制・手続きを整備しております。

- ・当社グループのコンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルにおいて、利益相反取引等の禁止や、情実取引の排除を規定する条項を設け、これらに該当する取引を明確に禁止しております。
- ・当社と当社役員との間で取引が生じる場合は、事前に社外取締役を含む取締役会において取引条件及びその決定方法の妥当性について審議の上、決定しております。
- ・当社から主要株主及びその子会社等への与信供与については、その重要性に鑑み、当社の社内規程に基づき総資産額の一定割合を超える金額となる場合、事前に、社外取締役を含む取締役会において与信供与額及びその決定方法の妥当性について審議の上決定しており、取締役会による監視を行っております。
- ・当社の主要株主及びその子会社等からの資金調達については、当社の社内規程において定められた決裁権限に則り、取締役会等において決定・報告されております。
- ・当社における関連当事者間の取引の状況については、監査役及び会計監査人が監査を行っております。

b.原則3-1(i)

■経営計画・経営戦略

当社は、お客様、株主様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーからの信頼に応え、豊かな社会の実現に貢献することを目標とし、

- ・お客さまにベストソリューションを提供し、企業価値の持続的向上に努めること
 - ・法令を遵守し、環境に配慮した企業活動を通じ、地域・社会の発展に貢献すること
 - ・社員一人ひとりが意欲と誇りを持って活躍できる環境を提供すること
- を経営理念としております。

当社は、ノンバンクならではの柔軟性や機動性を最大限に発揮し、事業性や資産が持つ潜在価値に依拠したファイナンスのご提供や、事業計画の立案や運営といった事業の総合的なプロデュースを通じて事業基盤を拡大することで、資産効率の向上を図りつつ持続的に成長することを目指しております。2015年3月期を初年度とする中期経営計画では、その実現のために実践すべき経営戦略として、具体的な成長戦略と経営基盤強化戦略を策定し、経営目標として2017年3月期の目標値を「連結当期純利益 450億円以上」、「海外営業資産比率 30%以上」と設定しております。

あわせて当社は財務の健全性・資本効率・株主還元の最適バランスを追求し、持続的な企業価値向上のために必要な資本政策を検討して参ります。配当政策につきましては、業績や事業環境を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な株主還元を行うことを志向しております。

c.原則3-1(ii)

■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

<基本的な考え方>

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、株主様、お客様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々の権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めています。かかる社会的責任を果たすため、当社は、取締役会の活性化、監査役会及び内部監査制度の充実、適時適切な情報開示、並びに投資家向け広報活動(IR活動)の活発化等により、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めています。

<基本方針>

【株主様の権利・平等性の確保】

当社は、株主様の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう、環境の整備を含め適切に対応し、少数株主様、外国人株主様を含む全ての株主様の平等な取扱いに配慮します。

【すべてのステークホルダーとの適切な協業】

当社は、全ての活動の指針となる「経営理念」と、全従業員の判断および行動の基準となる「倫理綱領・行動規範」のもと、株主様、お客様、地域社会、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの方々との適切な協働に努めます。また、当社のステークホルダーのダイバーシティ(多様性)を尊重し、権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、ステークホルダーのみならずからの信頼と適切な評価を得るために、積極的かつ継続的な情報の開示に努めます。また、当社の経営方針、事業戦略、事業活動、財務状況等に関する情報を正確、迅速かつ公平に開示するための社内体制の整備を行い、適正に運用します。また、法令等で開示が定められている項目はもとより、ステークホルダーのみならずにとって有用と思われる非財務情報についても、自主的・積極的に開示します。

【取締役会の責務】

当社の取締役会は、社外取締役を含むメンバー全員が、その経験や知見を活かして自由闊達な議論により取締役会を活性化させると共に、適切なリスクテイクを支える環境のもと、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上と収益力・資本効率等の改善のために、その役割・責務を適切に果たします。

【株主様との対話】

当社は、決算説明会や国内外のIRイベント等を通じて、株主様との建設的かつ積極的な対話を行い、当社の経営戦略等に対する理解を得ると共に、株主様の立場に関する理解を踏まえた適切な対応に努めます。

d.原則3-1(iii)

■報酬の決定方針と手続

取締役の報酬の基本方針と決定方法は、本報告書II「取締役報酬関係」の内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

なお、執行役員の報酬の基本方針と決定方法は、取締役の報酬の基本方針と決定方法に準じております。

また、報酬を決定するにあたっての手続については、前記の補充原則4-10-1の説明をご参照ください。

e.原則3-1(iv)

■指名の方針と手続

取締役会に対する取締役及び執行役員の候補者の提案は、以下の選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案して、代表取締役社長が行います。また、取締役会に対する監査役候補者の提案も、以下の選任基準に基づき、監査役会の同意を得た上で、代表取締役社長が行います。取締役会では、代表取締役社長より各候補者の選任理由を丁寧に説明した上で、社外取締役、社外監査役も交えて慎重に審議いたします。

【選任基準】

1. 心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3. 遵法精神に富んでいること。
4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察性に優れていること。
5. 社外取締役については、上記1. ～4. に加え、(イ)出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、及び、(ロ)取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること。

f.原則3-1(v)

■選任・指名についての説明

第44期定時株主総会(2015年6月26日開催)における、取締役・監査役候補者の指名の理由は以下の通りです。

【取締役候補者の指名理由】

1. 村田隆一

取締役会長(代表取締役)として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き取締役会長(代表取締役)として経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断。

2. 白石正

取締役社長(代表取締役)として取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き取締役社長(代表取締役)として経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断。

3. 坂田保之

当社での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見に加え、当社の経営に携わりつつ培った国内営業部門での経験を活かし、引き続き業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

4. 高橋達尚

当社の経営に携わりつつ培った国内営業部門やコーポレート部門での経験を活かし、引き続き業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

5. 小早川英樹

銀行での豊富な経験に加え、当社の経営に携わりつつ培った国内営業部門やコーポレート部門での経験を活かし、引き続き業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

6. 佐藤直樹

銀行での豊富な経験に加え、当社の経営に携わりつつ培ったストラクチャードファイナンス部門や航空機営業部門での経験を活かし、業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

7. 糟谷哲生

銀行での豊富な経験に加え、当社の経営に携わりつつ培った海外部門での経験を活かし、業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

8. 青木克彦

当社での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

9. 山下弘人

銀行での豊富な経験に加え、当社の経営に携わりつつ培った企画部門での経験を活かし、業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

10. 野々口剛

銀行での豊富な経験に加え、当社の経営に携わりつつ培ったコーポレート部門での経験を活かし、引き続き業務執行取締役として当社の持続的な成長に貢献頂くことを期待。

11. 箕浦輝幸

製造業会社における豊富な経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、引き続き社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂くことを期待。また、独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届出済。

12. 猪又肇

生命保険会社における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、引き続き社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂くことを期待。

13. 拝郷寿夫

運輸業会社における豊富な経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、引き続き社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂くことを期待。

14. 廣本裕一

当社における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂くことを期待。

15. 黒田忠司

銀行における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、引き続き社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂くことを期待。

【監査役候補者の指名理由】

1. 山内一英

銀行での豊富な経験に加え、当社海外拠点の経営で培った経験や、執行役員として当社の経営に携わった経験を活かし、当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待。

2. 徳光彰二

銀行等における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、引き続き社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待。

g.補充原則4-1-1

■経営陣に対する委任の範囲の開示

当社では、取締役会規則に基づき、取締役会の決議を要する重要な事項を定めており、これに該当しない事項の決定については経営陣に委任しております。そして、取締役会規則を適正に運用するため、取締役会付議基準を制定し、取締役会規則に定める取締役会の決議を要する事項のうち、債券や資産の売買等の「重要な財産の処分および譲受け」、借入等の「多額の借財」、「支配人その他の重要な使用人の選任および解任」、「支店その他の重要な組織の設置、変更および廃止」、「重要な社内規程の制定および改廃」について、取締役会の決議を要する具体的な基準を定めており、これに該当しない事項の決定については経営陣に委任しております。なお、取締役会の決議を要する具体的な基準を金額で定める場合は、総資産額をもとに基準額を設定しております。

h.原則4-9

■社外取締役の独立性判断基準と選定

当社は、経営の監視・監督機能および透明性をより一層高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に資するため、以下の通り、当社が独立社外取締役を選任するにあたり、独立性を判断するための基準を定めております。

1. 現在において、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと。また、現事業年度を含む過去10年間に於いても、当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者であったことがないこと。
2. 現在において、当社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者、または当社の主要な取引先もしくはその業務執行者に該当しないこと。
3. 現在において、当社から役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に現に所属している者）に該当しないこと。

i.補充原則4-11-1

■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、金融、商社、製造業等、多様な業種・業界出身の取締役で構成され、かつ、このような多様性を確保するために相応しい規模の員数としております。各取締役に、それぞれの経験に裏打ちされたスキル・能力を存分に発揮し、あらゆる角度から、高い識見を活かした経営監督を実践して頂くことを期待しております。

j.補充原則4-11-2

■役員の兼任状況

当社の取締役・監査役には、それぞれの役割や責務を適切に果たすために十分な時間と労力を、その業務に充てて頂いております。

なお、従来より、役員の兼任状況については、事業報告に記載しております。事業報告は株主総会招集通知にも掲載しておりますので、下記リンク先をご参照ください。

<http://www.lf.mufg.jp/investors/meeting/index.html>

k.補充原則4-14-2

■取締役・監査役のトレーニング方針の開示

1. 新任の社外取締役、社外監査役に対し、就任時の説明の一環として有価証券報告書や事業報告等の経営資料を提供し、事業環境等の説明を行います。
2. 取締役・監査役に対し、外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供いたします。なお、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、独立社外取締役を含む社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で情報を交換・共有すると共に、種々のコミュニケーションの機会を設けることにより、連携を図って参ります。
3. 取締役・監査役のトレーニングに関する費用は、当社が全額を負担いたします。

l.原則5-1

■株主との建設的な対話に関する方針

1. 当社では、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、お客様、株主の皆様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めております。
2. 株主の皆様との対話は大変重要であるとの認識のもと、建設的な対話の機会として、決算説明会を中間期と本決算の年2回開催しているほか、株主の皆様との個別面談にも積極的に対応しております。国内では、証券取引所が主催するIRイベントや証券会社が国内各地で主催する各種カンファレンス、イベントに積極的に参加しております。また、海外では、米国・欧州・アジア各国の主要投資家を年1回以上の頻度で訪問し、個別面談の実施や証券会社が主催する各種カンファレンスに参加しております。今後も株主の皆様との対話に継続的に取り組んでまいります。
3. 株主の皆様との対話につきましては、広報IR部の所管役員が統括を担当、広報IR部が対応窓口となり、企画部、経理部、総務部など社内の関係各部と連携して対応致します。
4. 株主の皆様との対話で寄せられたご意見・ご懸念などにつきましては、適宜対応窓口である広報IR部から経営陣に対して速やかにフィードバックを実施致します。
5. 株主の皆様との対話に際しては、当社インサイダー取引未然防止規定に基づき、インサイダー情報を適切かつ慎重に管理するとともに、開示についてはIRポリシーに基づき実施しております。なお、IRポリシーは当社ホームページで公表しております。

<http://www.lf.mufg.jp/investors/policy/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	179,182,700	20.00
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	120,356,600	13.43

株式会社三菱東京UFJ銀行	54,487,500	6.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	37,441,700	4.17
明治安田生命保険相互会社	30,896,900	3.44
三菱UFJ信託銀行株式会社	28,431,000	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,474,000	2.62
菱進ホールディングス株式会社	17,568,100	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,225,900	1.25
東京海上日動火災保険株式会社	11,212,400	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
箕浦 輝幸	他の会社の出身者								△			
猪又 肇	他の会社の出身者					△			○			
拝郷 寿夫	他の会社の出身者								○			
廣本 裕一	他の会社の出身者							○	○			
黒田 忠司	他の会社の出身者					○		○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
箕浦 輝幸	○	箕浦輝幸氏は、現在、トヨタ紡織株式会社の相談役であり、当社とトヨタ紡織株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。 また、箕浦氏は過去にダイハツ工業株式会社において業務執行者の職にありましたが、当社とダイハツ工業株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。	製造業会社における豊富な経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂けると判断いたしました。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準に該当せず、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
猪又 肇		猪又肇氏は、当社の主要な借入先である明治安田生命保険相互会社の出身であり、当社と明治安田生命保険相互会社との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。また、猪又氏は、現在、公益財団法人明治安田厚生事業団の理事長であり、当社と公益財団法人明治安田厚生事業団との間には、リース契約等	生命保険会社における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂けると判断いたしました。

		の取引関係があります。	
拝郷 寿夫		拝郷寿夫氏は、現在、名古屋鉄道株式会社の常務取締役ですが、当社と名古屋鉄道株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。	運輸業会社における豊富な経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂けると判断いたしました。
廣本 裕一		廣本裕一氏は、現在、当社の主要株主である三菱商事株式会社の常務執行役員であり、当社と三菱商事株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。	商社における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂けると判断いたしました。
黒田 忠司		黒田忠司氏は、現在、当社の主要株主である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役 執行役専務 グループC SOであります。当社と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの間には、リース契約等の取引関係があります。また、黒田氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の専務取締役であり、当社と株式会社三菱東京UFJ銀行との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。また、黒田氏は過去に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において業務執行者の職にありましたが、当社と三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。	銀行における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂けると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	7 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と必要に応じて適宜情報の交換を行い、相互の連携強化を図っております。なお、当社会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しております。
また、監査役と監査部は、内部監査結果について協議及び意見交換するなどの方法により、緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
徳光 彰二	他の会社の出身者							△			○			
安田 正太	他の会社の出身者							△						
円谷 茂	他の会社の出身者							△			○			
早川 眞一郎	学者										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳光 彰二		徳光彰二氏は、株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)の出身であります。同行は当社の主要な借入先であり、当社と同行との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。また、徳光氏は、現在、中京テレビ放送株式会社の取締役相談役であり、当社と中京テレビ放送株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。	銀行等における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂けると判断いたしました。
安田 正太		安田正太氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身であり、当社と株式会社三菱東京UFJ銀行との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。	銀行における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂けると判断いたしました。
円谷 茂		円谷茂氏は、当社の主要な借入先である三菱UFJ信託銀行株式会社の出身であり、当社と三菱UFJ信託銀行株式会社との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。また、円谷氏は、現在、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社の取締役会長であります。当社とエム・ユー・トラスト総合管理株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。また、円谷氏は過去に三菱UFJ不動産販売株式会社の業務執行者の職にありましたが、当社と三菱UFJ不動産販売株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。	信託銀行における豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂けると判断いたしました。
早川 眞一郎	○	早川眞一郎氏は、現在、東京大学大学院総合文化研究科教授であり、当社と東京大学との間には、リース契約等の取引関係があります。また、早川氏は東北大学に過去在職しておりましたが、当社と東北大学との間には、リース契約等の取引関係があります。	大学教授としての学識や豊富な知見を活かし、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂けると判断いたしました。独立性基準に該当せず、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2009年6月26日開催の第38期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションの付与につき決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、2009年度より株式報酬型ストックオプションを付与することといたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(2014年度)

当社の取締役(社外取締役を除く)への報酬は474百万円、監査役(社外監査役を除く)への報酬は60百万円であります。また、社外役員への報酬は63百万円であります。

上記のほか、2009年6月26日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続き在任する取締役(取締役を退任し、執行役員として在任する者を含む)及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、各氏の退任時に贈呈することとしております。これに基づき、役員退職慰労金を退任取締役に対して0百万円、退任監査役に対して0百万円(過年度において役員退職慰労引当金として計上済)を支給しております。このうち、社外取締役への役員退職慰労金は0百万円、社外監査役への役員退職慰労金は0百万円(過年度において役員退職慰労引当金として計上済)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

・当社の役員報酬は、事業戦略の遂行を通じて、企業価値を増大させることを目的とし、役員のインセンティブにも考慮して決定することとしております。

・報酬の水準は、中長期の企業価値の増大及び短期の業績向上の双方の観点から、市場水準も踏まえて、各役員の役割と職責に相応しいものにするとしております。

2. 取締役の報酬等の決定方法

・取締役(社外取締役を除く。以下同じ)の報酬等は、原則として、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬(年次インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬)により構成され、年次インセンティブ報酬については賞与として支給し、長期インセンティブ報酬については株式報酬型ストックオプションを付与することにより支給しております。

・報酬等の比率については、基本報酬と業績連動報酬との比率を、概ね、1:0.6とすることを基本としつつ、個別の役員毎の役割や職責等を総合的に考慮して決定することとしております。また、業績連動報酬の内訳は、年次インセンティブ報酬である賞与と長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの比率を、概ね、1:1とすることを基本として決定しております。

・株主総会の決議により、報酬等の額は基本報酬と賞与の合計で年額480百万円以内、株式報酬型ストックオプションの付与に係る報酬等の額は年額150百万円以内とされております。取締役会では、代表取締役社長が上記のような報酬等の決定方針と決定方法を説明し、審議した上で、株主総会が定めた上限の範囲内で各取締役の報酬等を決定しております。

・取締役(社外取締役を除く)が、担当又は駐在地の変更を伴う異動により、自宅と離れた地域に居住する必要が生じた場合、当社は、当該取締役に、適当な物件を社宅として提供することとしております。当社が社宅を借り上げることに要する1か月あたりの賃料の総額と、取締役より徴収する1か月あたりの社宅料の総額との差額は、月額2百万円以内であります。

・なお、社外取締役については、基本報酬のみの構成としております。

3. 監査役の報酬等の決定方法

監査役の報酬については、基本報酬のみの構成としております。株主総会の決議により、報酬額は年額120百万円以内としております。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達や資料送付等については、主として総務部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(会社の機関の内容等)

当社の取締役会は、定時開催の他、必要に応じて臨時取締役会も機動的に開催し、迅速かつ的確な意思決定を図っております。また、経営の意思決定・監督の機能強化と業務執行の機能を分離して、その役割と責任を明確にし、取締役会機能の一層の充実・活性化を図るために、執行役員制度を導入しております。なお、取締役は社外取締役5名を含む15名、執行役員は取締役との兼務9名を含む31名であります。社外取締役に、豊富な経営経験等を活かし、それぞれの視点から、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂いております。

当社は取締役会決定の経営基本方針に基づき、具体的執行方針を立て、業務執行の統制を行うための協議決定機関として常務会を設置し、原則として毎週1回開催しております。

当社は監査役会を設置し、取締役の業務の執行につき、公正なる監督機能の徹底に努めております。監査役会は7名の監査役で構成されており、うち4名は社外監査役であります。社外監査役には、豊富な知見や経営経験等を活かし、それぞれの視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の状況)

当社の内部監査は、監査部(15名)にて実施しております。監査部では、年間の監査計画に基づき、内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長に報告しております。被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を報告させることにより、監査の実効性を確保しております。また、監査部長は、必要に応じ監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努めるとともに、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会などの内部統制部門の重要な会議に出席し、関係する情報を交換しております。

監査役は7名で、うち4名は社外監査役であります。監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、監査役は会計監査人と適宜情報の交換を行っている他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会っております。なお、監査役松本薫氏、佐藤邦彦氏、山内一英氏、徳光彰二氏、安田正太氏、及び円谷茂氏は、夫々長年にわたり金融事業を営む会社の業務に従事しており、財務・会計に関する適切な知見を有しております。また、当社の各監査役は金融事業に対する高い識見、学識等を有しており、会計監査についても実効性を十分に確保できる体制であると判断しております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約に基づき、監査役や内部監査とも連携し、また、内部統制部門からも関係する情報

の提供等を受けて実施されております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員・業務執行社員梅津知充氏、嶋田篤行氏、川口泰広氏の3名であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他12名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と強化を図るため、社外取締役が取締役会での審議等を通じて経営監督を行うと共に、社外監査役を含む監査役がそれぞれの立場から監査を行い、経営の健全性確保を図る体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月の株主総会では、総会日の21日前に招集通知を発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2015年6月の株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加いたしました。 また、株主総会招集通知を発送日の前日にTDnet及び当社ホームページで開示いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各種IRイベントに参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算・中間決算発表後に、決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米州・欧州・アジア等の投資家を毎年訪問し、個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、プレスリリース、決算短信、決算概要、コーポレートレポート等のIR情報をホームページ(http://www.lf.mufg.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、ステークホルダーに対する企業責任を明確化しております。なお、この経営理念は、当社ホームページにて公表しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「リース事業はモノにかかわるという仕組みにおいて、環境問題に高く貢献できるビジネスである」という認識のもと、環境マネジメントシステムを構築することに加えて、主要事業所におけるISO14001認証取得など、循環型社会形成への貢献を行う環境配慮型経営を推進しております。また、CSR(企業の社会的責任)活動に関する具体的な方針、取組みをまとめたコーポレートレポートを毎年作成し、当社ホームページにて公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報の開示手続に関する情報開示取扱規程を制定し、ステークホルダーの皆様に対し、三菱UFJリースグループに係る情報の正確、迅速かつ公平な開示を行っております。また、IRポリシーにおいて、IR活動の目的と基本姿勢、情報開示の基準・方法を定めております。
その他	(女性の活躍の方針・取組等) 働きながら子育てに取り組む社員のワークライフバランスを積極的に支援するためダイバーシティ推進室を設置し、女性社員が長期的に能力を発揮し、生き生きと働くことができる職場環境づくりと両立支援制度の拡充を行っております。 これまでに、能力・適性・チャレンジ意欲を活かしたコース転換制度・社内公募制度の設置や、女性のキャリア形成のための人材育成研修、復職支援策として育児休業取得中の社員への情報提供ツールの導入、保育費用補助制度等を実施しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、「業務の適正を確保するための体制」を決議しておりましたが、平成27年3月26日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則の改正を踏まえ、かかる「業務の適正を確保するための体制」を平成27年4月1日付をもって改定することを決議いたしました。その内容は、以下のとおりです。なお、以下において、「当社グループ」は「当社及び当社の子会社、関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社、関連会社」を、「国内グループ会社」は「当社の国内子会社、国内関連会社」を、「海外グループ会社」は「当社の海外子会社、海外関連会社」を指します。また、当社グループへの具体的な適用にあたっては、当社グループ会社各社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整の上、適用するものとします。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【法令等遵守体制】

- (1) 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリソースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
- (2) 当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
- (3) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（法務コンプライアンス部所管役員）及び所管部として法務コンプライアンス部を設置する。
- (4) 当社は、コンプライアンス・プログラム（当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的な計画）を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。
- (5) 当社は、当社グループの役職員等が所属部店の上司を経由せず直接不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。
- (6) 当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- (7) 当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

【情報開示体制】

- (1) 当社は、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を、適時かつ適切に行うため社内規程類を制定する。
- (2) 当社は、情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置する。

【内部監査体制】

- (1) 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に関する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。
- (2) 当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長に報告する。また、当社グループの被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を当社に報告させることにより、監査の実効性を確保する。
- (3) 当社の監査部長は、必要に応じ当社グループの監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。

3. 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の定めるところにより、当社への報告等を求める。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定する。
- (2) 当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備するものとする。当社は、当社グループのリスク管理に係る委員会やリスク管理を所管する役員及び所管部店としてリスクマネジメント統括部を設置する。
- (3) 当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれのリスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
 - 1) 信用リスク（カントリーリスクを含む）
 - 2) 市場リスク
 - 3) 資金流動性リスク
 - 4) アセットリスク
 - 5) オペレーショナルリスク
- (4) 当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の健全性確保を図りつつ企業価値の向上及び社会的信用の昂揚に資するため、統合リスク管理・運営を行う。
- (5) 当社は、当社グループのリスクを特定・認識、評価・計測、制御、監視・報告することにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等の基盤を提供し、総合的なリスク管理・運営を行う。
- (6) 当社は、定量的に評価・計測が可能な当社グループのリスクに関し、必要に応じてリスク資本管理を行う体制を整備する。
- (7) 当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にすることにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、常務会を設置し、取締役会は一定の事項の決定等を常務会に委任する。常務会は、当社グループ会社の経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、常務会の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリソースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
- (2) 当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。
- (3) 当社は、当社グループ経営管理のための各社内規程類に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。
- (4) 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定に従って当社の財務報告が適正に

作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役は、職務執行に必要な場合は、監査部所属員に職務遂行の補助を委嘱することができる。

8. 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社の監査役を補助すべき使用人に該当する監査部所属員の人事考課及び人事異動については、監査役の意見を聞く。

9. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う。

10. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社監査役に報告する。
(2) 当社は、当社グループの役職員が所属部店の上司を経由せず直接不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。当社は、当該コンプライアンス・ホットライン制度において当社の常勤監査役を報告・相談窓口の一つと定めるとともに、当社のコンプライアンス・ホットライン制度の担当部署は、当社グループにおける内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
(3) 当社の監査役は、職務執行に必要な情報を交換する方法により、当社グループ会社の監査役と緊密に連携する。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止をコンプライアンス・ホットライン規程に明記する。また、当社グループの従業員に対し、社員研修等を通じ、コンプライアンス・ホットラインによる報告を行った者が不利益を被ることのないことを当社グループの役職員に周知する。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の監査役と当社代表取締役社長及び監査部長は、適宜意見交換を行う。
(2) 当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることができる。
(3) 当社の監査役は取締役会に出席するほか、常務会その他の重要な委員会等にも出席することができる。
(4) 当社グループの役職員は、当社の監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）
当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規程類の整備状況

・当社グループでは、反社会的勢力との対決を「三菱UFJリースグループ 倫理綱領・行動規範」に定め、その具体的な内容を社内規程類に定めております。

(2) 対応統括部署

・当社グループでは、反社会的勢力対応の統括部署を定め、反社会的勢力対応に係る統括管理を行うとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(3) 外部の専門機関との連携状況

・当社グループでは、必要に応じ警察や弁護士等へ相談するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力への対応を行っております。

(4) 研修活動の実施状況

・当社グループでは、反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、定期的実施しているコンプライアンス研修のカリキュラムに組み入れております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう、社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むため、以下の通り体制を構築しております。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、当社及び当社グループに関する重要な経営情報（以下「経営関連情報」という）が、金融商品取引法や証券取引所適時開示規則等の関連する法令・規則に則り、公正かつ適時・適切に開示が行われるよう、「情報開示取扱規程」を制定しています。

この「情報開示取扱規程」に基づく、当社グループの情報開示に係る体制は、以下の通りで、情報開示担当組織として、開示担当部、総括部を設け、それぞれ以下の事項を担当しております。なお体制図につきましては、別添の模式図をご参照下さい。

（1）開示担当部（企画部、広報IR部、関連事業部、経理部、総務部）

開示事項毎に総括部を定めるとともに、開示資料の作成、関係当局との連絡等を、企画部、広報IR部、関連事業部、経理部、総務部が連携して行います。

（2）総括部

開示担当部により指定された経営関連情報につき、開示事項に関する情報収集を行います。なお、開示すべき事象が生じた場合は、直ちに総括部所管役員及び社長に報告するとともに、開示担当部へ連絡します。

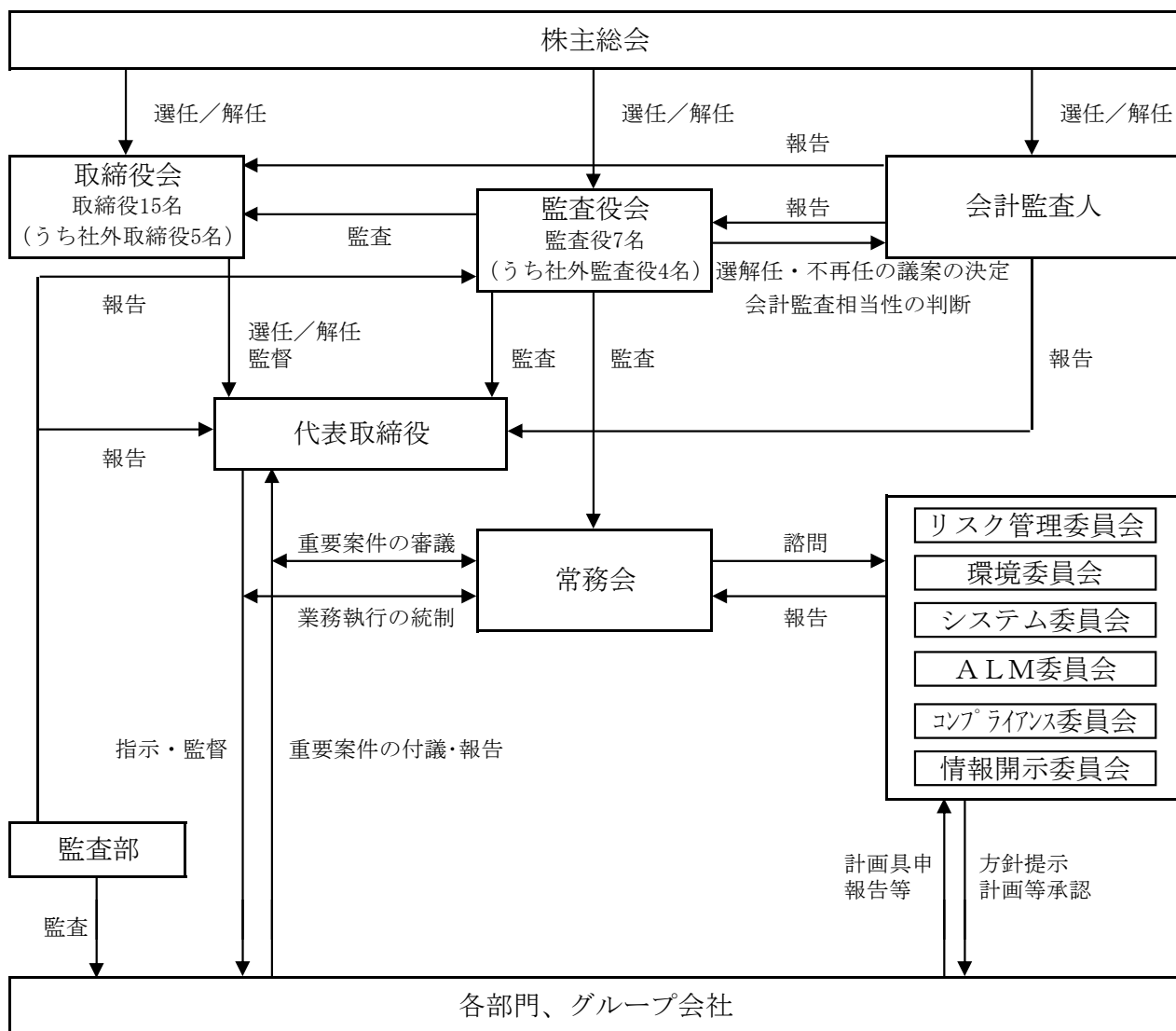
2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、取締役会の下に、会長、副会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役を構成員とする常務会を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、具体的執行方針を立て、業務執行の統制を行っております。なお、社長が必要と認めた場合には、コーポレートセンター担当の専務執行役員又は常務執行役員、並びに事業カンパニー担当の専務執行役員又は常務執行役員に構成員として常務会への出席を求めています。

常務会の諮問機関として、情報開示の適正性及び開示に係わる内部統制に関する審議を行うことを目的とする、情報開示委員会を設置しております。

情報開示委員会は、経理部所管役員を委員長とし、企画部長、法務コンプライアンス部長等の関係部長等を構成員として、年2回の定時開催の他、必要に応じて適時開催することとしております。

情報開示委員会では、開示情報の適正性等に関して代表取締役の宣誓を要する報告書について、主として記載内容の適正性や、情報開示に係わる統制・手続の有効性等を審議し、その結果を常務会に報告しております。



【当社グループの適時開示に係る社内体制図】

